ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の予防接種(子宮頸がん予防)を 自費で受けた方への費用助成(償還払い)について

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(HPV ワクチン)は、平成 25 年 6 月から令和4年 3 月までの間、積極的勧奨を差し控えていました。積極的勧奨を控えていた時期に、定期接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎた後に自費で HPV ワクチンの接種を受けた方に対して、費用助成(償還払い)を実施します。

対象者

以下の条件にすべて該当する方

- ■平成9年4月2日~平成17年4月1日生まれの女性
- ■令和4年4月1日時点で各務原市に住民登録がある方
- ■17歳になる年度(高校2年生相当)初日~令和4年3月31日の期間に、HPVワクチン(2価または4価)を自費で接種した方

【注意】以下のいずれかに当てはまる場合は、対象となりません。

- 16歳となる年度(高校1年生相当)末日までに、HPV ワクチンを3回接種済みの方
- 過去に、各務原市以外の市町村から、同種の助成を受けた方
- 9価 HPV ワクチンは対象外です。

申請期間

令和4年9月1日~令和7年3月31日



申請方法

申請書(様式第1号)をご記入のうえ、以下の書類を添付し、下記までご提出ください。申請書は市ホームページよりダウンロードできます。(下記QRコード参照)

- ・接種記録が確認できる書類(母子健康手帳、予防接種済証など)の写し
- 接種費用の支払いを証明する書類(領収証、明細書)の原本
- •接種を受けた方のマイナンバーカード、住民票、運転免許証、健康保険証(両面)の写し(いずれかひとつ)
- ・振込先を確認できる通帳、キャッシュカードなどの写し

助成金額

- ■領収書など接種費用を証明できる書類を提出した方⇒接種費用の実費全額(最大3回分)
- ■紛失などで領収書を提出できない方⇒1回あたり16,177円(令和5年度)

【申請書提出先】(郵送での提出可)

〒504-0912 各務原市那加桜町 2-163 各務原市健康管理課 HPV 償還払い担当 ※東保健相談センター(鵜沼羽場町 2-53 鵜沼市民 SC 庁舎内)でも申請書を提出できます。

【お問い合わせ先】各務原市健康管理課 TEL:058-383-1115

東保健相談センター TEL: 058-379-7888

